

令和2年度の調査審議の進め方について

令和2年4月27日

【評価部会関係】

- 今年度は、見直し対象法人数が多い（26 法人）ことから、効率的に調査審議を進めて行くこととする。具体的には、以下のような取組を行うこととする。

～8月頃 今年度の見直し対象法人に係る事前検討

- ・ 例年同様、法人を取り巻く環境、直面する政策課題等を適切に把握するため、主務省、法人役員等との意見交換を実施
- ・ その際、各法人の国の政策体系上の位置付け・役割や現に直面する課題、法人を取り巻く環境の変化等について、早い段階から主務省との間で共通認識を作り、それを基に目標案の議論が進められるよう、意見交換の進め方について工夫

※ 法人ごとに担当委員を決め、担当委員を中心に効率的に調査審議を進めることとする。

9月～11月頃 主務大臣による「評価」「業務・組織の見直し」を踏まえた審議

- ・ 例年8月末に各主務省から提出される、見直し対象法人に係る「見込評価」及び「業務・組織見直し」の内容についてチェック（主務大臣に対して必要な意見）
- ・ これまでに議論した各法人の使命や現状、課題等に係る認識を基に、上記の評価結果等も踏まえて、各法人の次期目標の策定に当たっての留意事項等を取りまとめ

※ 並行して、例年同様、評価部会を中心に年度評価等の結果について点検を行う。

12月～2月 次期中（長）期目標案の審議

- ・ 各主務省から提出される、見直し対象法人の次期目標（案）について審議（主務大臣に対して必要な意見）

- 上記の取組については、評価部会において具体的な検討を行った上で委員会に報告し、委員会で検討・必要な意見等の取りまとめを行うこととする。また、法人運営の活性化につながる取組事例について、随時、委員会又は評価部会において紹介する機会を設けることとする。

- なお、現下の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、委員会の開催や主務省・法人との意見交換等の実施方法に関し、必要な対策を講じるとともに、調査審議の進め方や日程等についても、状況を踏まえつつ柔軟に対応していくこととする。

【会計基準等部会関係】

- 令和2年3月に行った独立行政法人会計基準の改訂により、独立行政法人の財務報告の在り方については、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（平成29年9月公表）を踏

まえ一通り見直しを行ったこととなり、今後は、最近の企業会計の基準の公表を踏まえた独立行政法人会計基準等の改訂について、その必要性も含め、検討を行うことを予定。

また、上記の財務報告の在り方の見直しの一環として平成30年9月に公表された「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」や同年9月に改訂された独立行政法人会計基準については、令和元事業年度に係る事業報告書又は財務諸表の作成から適用されることから、同ガイドライン及び同会計基準を参照して作成された新たな事業報告書及び財務諸表について調査を行うことも考えられる。

なお、調査審議の進め方や日程等については、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮して対応していくこととする。

令和2年度委員会日程について（現時点の予定）

※ 今後、追加・変更等があり得る。

4月27日（月）委員会（令和2年度の調査審議の進め方）

（主務省ヒアリング、法人理事長等ヒアリング）～9月頃まで

7月16日（木）評価部会

（8月末 見込評価書・業務見直し結果公表（各府省））

（10月中旬 評価部会ユニットにおける検討）

10月23日（金）委員会

12月4日（金）委員会

【令和3年】

1月26日（火）評価部会

2月18日（木）委員会